

「優良な実習実施者」について

受入企業様が優良な実習実施者に認定されると受入人数枠の拡大や実習期間の延長といったメリットがあります。ただし、優良な実習実施者の認定については技能実習2号移行対象職種（3年職種）の企業様のみが対象となります。

👉 受入人数枠の拡大があります

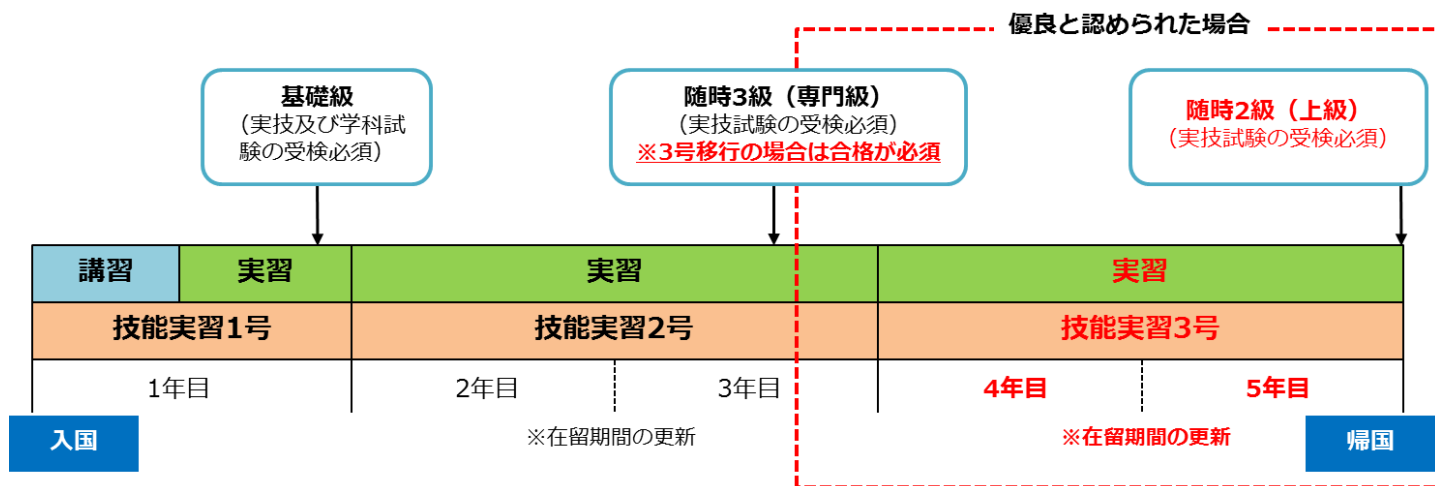
基本人数枠のほかに、区分に応じて人数枠の拡大ができます。

常勤職員数	基本人数受入枠	優良基準適合者
301人以上	常勤職員の5%	常勤職員の10%
201人以上300人以下	15人まで	30人まで
101人以上200人以下	10人まで	20人まで
51人以上100人以下	6人まで	12人まで
41人以上50人以下	5人まで	10人まで
31人以上40人以下	4人まで	8人まで
30人以下	3人まで	6人まで

基本人数受入枠の2倍の受入が可能となります。

👉 実習期間が3年から5年に延長可能です

第2号技能実習を修了する（した）技能実習生が、さらに技能等を熟達させるために、第3号技能実習（2年間）に移行できます。移行するためには、実習実施者の優良認定と同時に技能実習生本人が技能検定3級等（専門級）の実技試験に合格している必要（※1）があります。



3号移行前もしくは移行後1年以内に、必ず技能実習生は一旦帰国（1ヶ月以上）が必須となります。

（※1）第2号技能実習終了前には第3号移行の有無に関わらず随時3級（専門級）の受験は必要となり、第3号移行の場合は合格が必須となります。

上記をご希望される場合、企業様が「優良」と認定される必要があります。「優良な実習実施者の基準」については「優良な実習実施者の基準について」をご覧ください。

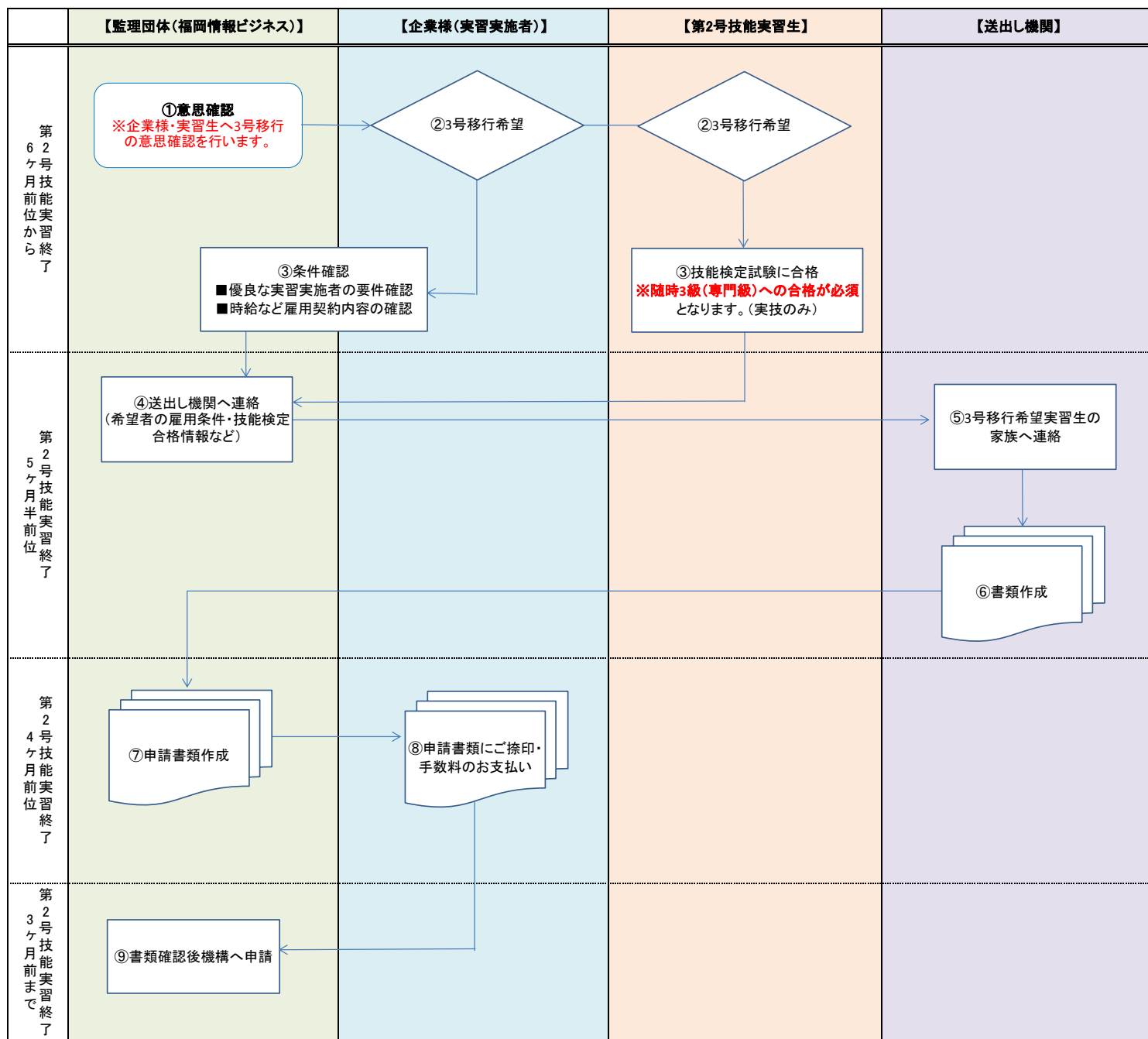
（企業様の優良と併せて監理団体も優良と認定される必要がありますが、弊組合は優良である「一般監理団体」の許可を受けております）

優良な実習実施者の基準について

以下の表で **6割以上の点数（120点満点で72点以上）** を獲得した場合に「優良」な実習実施者の基準に適合することとなります。

1. 技能等の修得等に係る実績	配点
I 過去3年間の基礎級程度の技能検定等の学科試験及び実技試験の合格率（旧制度の基礎2級程度の合格率を含む。）	95%以上：20点 80%以上95%未満：10点 75%以上80%未満：0点 75%未満：-20点
II 過去3年間の2・3級程度の技能検定等の実技試験の合格率 ※旧技能実習生の受検実績について、2017年11月1日以後の受検実績は必ず算入。2017年7月1日以前の受検実績は算入しないこととすることが可能。	80%以上：40点 70%以上80%未満：30点 60%以上70%未満：20点 50%以上60%未満：0点 50%未満：-40点
※2020年10月31日までは、IIに代えて、II-2(1)+(2)で評価することが可能。	
II-2(1) 直近過去3年間の3級程度の技能検定等の実技試験の合格実績 ポイント 合格者を3人以上だと、6割以上の点数獲得に近づきます	合格者3人以上：35点 合格者2人：25点 合格者1人：15点 合格者なし：-35点
II-2(2) 直近過去3年間の2級程度の技能検定等の実技試験の合格実績	合格者2人以上：5点 合格者1人：3点
III 直近過去3年間の2・3級程度の技能検定等の学科試験の合格実績	合格者2人以上：5点 合格者1人以上：3点
IV 技能検定等の実施への協力	有：5点
2. 技能実習を行わせる体制	配点
I 直近過去3年以内の 技能実習指導員全員 の養成講習受講歴	有：5点
II 直近過去3年以内の 生活指導員全員 の養成講習受講歴	有：5点
3. 技能実習生の待遇	配点
I 第1号技能実習生の賃金（基本給）のうち最低のものと最低賃金の比較	115%以上：5点 105%以上115%未満：3点
II 技能実習生の賃金に係る技能実習の各段階ごとの昇給率	5%以上：5点 3%以上5%未満：3点
4. 法令違反・問題の発生状況	配点
I 直近過去3年以内に改善命令を受けたことがあること（旧制度の改善命令相当の行政指導を含む。）※労基署からの改善命令は含みません。	改善未実施：-50点 改善実施：-30点
II 直近過去3年以内における失踪がゼロ又は失踪の割合が低いこと（旧制度を含む。）	ゼロ：5点 10%未満又は1人以下：0点 20%未満又は2人以下：-5点 20%以上又は3人以上：-10点
III 直近過去3年以内に責めによるべき失踪があること（旧制度を含む。）	該当：-50点
5. 相談・支援体制	配点
I 母国語相談・支援の実施方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、関係職員に周知していること	有：5点
II 受け入れた技能実習生について、社内で全ての母国語で相談できる相談員を確保していること（旧制度を含む。）	有：5点
III 直近過去3年以内に、技能実習の継続が困難となった技能実習生に引き続き技能実習を行う機会を与えるために当該技能実習生の受入れを行ったこと（旧制度での受入れを含む。）	有：5点
6. 地域社会との共生	配点
I 受け入れた実習生に対し、日本語の学習の支援を行っていること	有：4点
II 地域社会との交流を行う機会をアレンジしていること	有：3点
III 日本の文化を学ぶ機会をアレンジしていること	有：3点

～ 第3号技能実習受入確認から申請までの流れ ～



第3号技能実習移行前もしくは移行後1年以内に、必ず技能実習生は一旦帰国(1ヶ月以上)が必須となります。